

発議第 9 号

新型コロナウイルス感染症による介護制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

新型コロナウイルス感染症による介護制度の堅持に関する意見書

介護保険が施行されて今年の4月で20年となるが、介護の現場は慢性的な人手不足等に悩まされ、介護基盤が大きく揺らいでいる。

そこに今般の新型コロナウイルス感染症が介護職場を直撃している。介護制度の堅持に向けて、下記の対策を講ずることを求める。

記

- 1 介護利用者と介護労働者の感染防止を徹底すること。マスクや消毒液といった衛生材料の手配・確保を国の責任で行うこと。
- 2 介護事業所を倒産や廃業させないために全力を挙げる。そのためにも、介護事業所の休業・減収に対する補てんや膨らんでいる経費に対する助成を行うこと。その際、昨年の介護報酬実績は確保するとともに、臨時の介護報酬の増額を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大の下でも奮闘している介護労働者全員に国が予算措置を行って「特別手当」を支給すること。
- 4 休業や仕事の減少にとまなう、介護労働者に対する賃金補償を強めること。その際、介護労働者は全体として賃金が低いので全額保障できるように努めること。
- 5 ヘルパーをはじめとする介護労働者確保をいっそう強めること。そのためにも介護労働者の処遇改善のため、賃金を大幅に引き上げ、人員配置基準を改善すること。
- 6 介護事業所の休業・縮小に伴い仕事を休んで介護する家族に対し、利用料の減免や（仮称）家族介護手当金を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
経済再生担当大臣	西村	康稔	様

千葉県流山市議会

発議第 10 号

新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各医療機関は感染症患者の受け入れ、並びに感染拡大の防止に向け、最前線で対応を行ってきた。同時に、新型コロナウイルス感染症患者以外の診療及び治療を継続させつつ、今後の不測のクラスター発生や第2波、第3波の感染拡大に備えて、医療提供体制の確保に引き続き取り組んでいかなければならない。

よって、政府および国会に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 医療機関が経営破綻を起こさないよう、災害時と同様に前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求を認めること。
- 2 地域医療介護総合確保基金の執行残を含む不急の事業計画については、用途を見直し、新型コロナウイルス感染症対策に優先的に配分すること。また、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療機関はもとより、後方支援する医療機関も存続できるよう、地域医療介護総合確保基金の用途を拡大し、柔軟に運用すること。
- 3 風評被害等により、外来・入院・救急等の対応が不可能とならないよう国としても適正な報道のあり方について検討すること。
- 4 アビガン等の治験が進められているところであるが、医療従事者を守るために、現状有効と考えられている医薬品については、積極的な医療従事者への予防投薬が行えるよう検討すること。
- 5 N95マスク・防護服・ディスポーザブルガウン・ディスポーザブル手袋等の感染防護用品の不足については、国内企業における生産増強が図られるような施策を行うこと。
- 6 新型コロナウイルス感染症患者に対応している医療従事者が感染した場合の補償について、十分な配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第 11 号

医療機関内における新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

医療機関内における新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の実施を求める意見書

医療機関を受診する患者等は無症状であっても新型コロナウイルスに感染している可能性があり、その場合、院内感染を防ぐことは困難である。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関で従事する医師、看護職をはじめとする医療従事者は、無症状であっても新型コロナウイルスに感染している場合もあり、院内感染防止のためには、症状がなくても適切な対応がとれるようなPCR検査の実施が求められる。更に、医療従事者は、万が一に感染している可能性も考え、患者や他医療従事者に加え、同居の家族等にも感染させてしまうのではないかと不安の中で医療提供を行っている。

現在、国内におけるPCR検査の実施体制が十分ではないことは承知しているが、院内感染を防止し、必要な医療提供体制を維持していくためには、無症状感染者も含めた新型コロナウイルス感染症の医療機関内におけるPCR検査が不可欠であるため、下記のとおり要望する。

記

- 1 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR検査を医療保険の適用とされたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
経済再生担当大臣	西村	康稔	様

千葉県流山市議会

発議第 12 号

千葉県市長会等が提出した「緊急要望」の早期実施等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

千葉県市長会等が提出した「緊急要望」の早期実施等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で猛威を振るい、令和2年3月11日には世界保健機関がパンデミックを宣言した。4月7日には、国による「緊急事態宣言」が発令され、本県は「特定警戒区域」ともなった。宣言解除後も、県民生活のあらゆる分野にわたり、その影響は大きく広がっている。

ついては、千葉県市長会及び千葉県町村会が4月14日、千葉県知事に提出した「緊急要望」の全項目について、これまでの範囲にとどまらず、今後も積極的かつ、早期の財政措置を行い、さらなる拡充が行えるよう特段の取り組みを千葉県に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県流山市議会

発議第 13 号

「検察庁法」改正案に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 乾 紳一郎

「検察庁法」改正案に反対する意見書

検察庁法を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案は、今国会で継続審議となった。

改正案には、検察官の定年を引き上げるとともに、内閣や法務大臣の判断で定年を延長できる規定を新たに盛り込むものとなっており、法曹界や多くの国民から強い抗議の声が挙がり、複数の東京地検特捜部長経験者や元最高裁判事を含む元検察官、計38人が5月18日、政府に再考を求める連名の意見書を法務大臣宛に提出している。

そもそも、検察官は行政組織の一員であると同時に、刑事訴追の権限をほぼ独占する「準司法官」である。したがって、一般公務員の定年延長と同列に扱うことは、社会の公正を保つ立場として政治的中立性はおろか、三権分立を国の基本原則とする日本の根本を揺るがしかねない。

今、新型コロナウイルス感染拡大の中で、私たちはかつてない危機に直面しており、政治に求められているのは、新型コロナウイルス感染症対策に集中することである。

以上のことから、政府に対し、検察庁法の一部改正法案の撤回及び違法な定年延長の閣議決定の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
法務大臣	森	まさこ	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第 14 号

木更津基地へのオスプレイ暫定配備等に反対する意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

木更津基地へのオスプレイ暫定配備等に反対する意見書

今年4月14日、木更津市ホームページで、防衛省北関東防衛局からの「陸上自衛隊V-22オスプレイの輸送について」のお知らせが掲載された。

その内容は、「木更津駐屯地への暫定配備時期に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、岩国基地における米側要員によるオスプレイの整備等について、実施時期が未定となっており、木更津駐屯地への輸送時期は確定していない」とし、「木更津駐屯地への輸送時期等については、情報があり次第お知らせする」というものである。

これは、防衛省が昨年5月、陸上自衛隊が導入するアメリカのオスプレイ17機を木更津基地へ暫定配備すると木更津市に要請したことが発端である。

しかしオスプレイは、構造的欠陥が当初から指摘され、事故も相次ぐもと、一時配備先とされた佐賀県営佐賀空港では、県知事が受け入れを表明するも、地元自治体や漁協等が反対し、いまだに配備されていない。

この背景には、事故の多さや空港建設時の「公害防止協定」の存在はもとより、政府が示す配備期間に拘束力がなく、「暫定」ではなく恒久化されかねないこと、定期的な機体整備が1機当たり3～4ヶ月との当初予定を大きく超え、25ヶ月程度も要していることなどもあげられる。

そこで、県民の安全な生活と健全な経済を守るために、国及び千葉県に対し、下記のことを要望する。

記

- 1 オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を撤回すること。
- 2 1機100億円程度するオスプレイについて、17機を新規購入する陸上自衛隊の計画は中止すること。
- 3 普天間基地配備の米海兵隊オスプレイの定期機体整備を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
防衛大臣	河野	太郎	様
千葉県知事	森田	健作	様

千葉県流山市議会

発議第 15 号

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議事録公開等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議事録公開等を求める意見書

政府が新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について、発言者を明示した議事録を作成せず、議事概要にとどめていたことが今年5月末、明らかとなった。

専門家会議は、感染症の専門家や弁護士ら12人で構成し、医学的見地から政府に助言を行い、2月の初会合以降、5月29日までに15回開かれてきた。

安倍首相が打ち出した各施策では、「専門家会議の助言を得て」と繰り返し説明してきたように、専門家会議での議論は、新型コロナウイルス感染症への対応に、実質的に極めて重要な役割を果たしており、政府の対応の検証にとどまらず、将来、新たな感染症が発生した際に、様々な対策を行う政策判断の基準や基礎となりえる重要な内容を含んでいる。

従って政府も、3月に新型コロナウイルス感染症を公文書管理ガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」に指定し、詳細を記した議事録を作成することを義務付けしたはずである。

また専門家会議の尾身副座長も「議事録の公開に問題ない」と述べており、また会議の事務局等、配置されている各省庁職員の詳細な記録もないまま、国民の命や健康、緊急事態宣言にかかわる様々な業務を執行していたことになれば、政治はもとより、行政への信頼性をも大きく損なうことになる。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策に関する専門家会議の議事録の作成・公開を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年6月12日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	菅	義偉	様